

埼玉県社会福祉事業団建設工事請負一般競争入札公告

埼玉県社会福祉事業団花園給湯システム更新工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県社会福祉事業団建設工事請負一般競争入札試行要領（以下「試行要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、試行要領の規定によるものとする。

令和6年5月24日

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団  
理事長 大木 正仁

記

1 入札対象工事	
(1) 工事名	埼玉県社会福祉事業団花園給湯システム更新工事
(2) 工事場所	埼玉県深谷市小前田2691
(3) 工事期間	契約日から令和7年2月7日まで
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。
(5) 工事概要	老朽化した給湯システムを更新する。給湯システムの更新に伴う電気設備工事、機械設備工事（配管等）も含む。
(6) 業種名及び工事分類名	業種名   管工事業   工事分類名   給排水設備工事
2 落札者の決定方法	本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、試行要領により行う。
4 設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、埼玉県社会福祉事業団ホームページに掲載する。 <a href="http://sswc-gr.jp/sswc">http://sswc-gr.jp/sswc</a>
5 競争参加資格確認申請書の提出	<p>入札参加を希望する者は、下に示す提出受付期間内に一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）を添付して、提出すること。</p> <p>同時に、その他必要な資料を提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 確認申請書、確認資料、その他必要な資料の提出先、提出期間及び提出部数</p> <p>ア 提出先 埼玉県深谷市小前田2691 花園 庶務担当 電話 048-584-2506 ファクシミリ 048-584-5081</p> <p>イ 提出受付期間 令和6年5月27日（月） 午前9時00分から 令和6年6月11日（火） 午後4時00分まで （土、日曜日、祝祭日を除く。この提出受付期間の終期日時までに資料が到着しない場合は、確認申請書は無効とする。）</p> <p>ウ 提出部数 1部</p>
6 入札参加資格の確認通知	令和6年6月18日（火） 入札参加資格の確認結果は、上に示す日に通知する。

7 設計図書等に関する質問	令和6年5月27日(月) 午前9時00分から 令和6年6月11日(火) 午後4時00分まで			
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問書をファクシミリにより提出すること。(ファクシミリ 048-584-5081) 質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。			
8 質問に対する回答	令和6年6月13日(木) 午後3時00分			
	質問に対する回答は、上に示す日に埼玉県社会福祉事業団ホームページに掲載する。 <a href="http://sswc-gr.jp/sswc">http://sswc-gr.jp/sswc</a>			
9 入札日時、場所	ア 日時	令和6年6月24日(月)	午前10時00分	
	イ 場所	埼玉県社会福祉事業団花園(埼玉県深谷市小前田2691) 電話 048-584-2506 ファクシミリ 048-584-5081		
10 開札	入札書の提出後、直ちに行う。			
11 入札に参加できる者の形態	単体企業			
12 入札に参加する者に必要な資格 (必要な参加資格があり、入札参加資格審査委員会に諮り、参加資格を有すると認められた者。)				
(1) 建設業の許可	管工事業			
	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。			
2) 資格者名簿への登載	令和5年度・令和6年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿(建設工事)(以下「資格者名簿」という。)に、上記「(1)建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者については、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。			
(3) 工事成績	業種	管工事業	点数	65点以上
	令和4年度、令和5年度に完成した埼玉県発注工事のうち、上に示す業種の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても上に示す点数以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。			
(4) 所在地	営業所等所在地	熊谷、行田、秩父、東松山、北本、本庄県土整備事務所管内		
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。			
(5) 格付等	業種	管工事業	格付	A級
(6) 施工実績	国又は地方公共団体との請負契約			
	1回の契約金額が1千万円以上の給排水設備工事			
	契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日以降公告日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む)又は地方公共団体(埼玉県が出資する指定出資法人を含む。)との請負契約により、上に示す工事を元請けとして完成させた実績を有すること。 上記の施工実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所の実績も認める。 なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員に限ることなく、契約金額は出資比率相当額(特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。)とする。			

<p>(7) 配置予定の技術者</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 161 651 192">資格</th> <th data-bbox="657 161 1439 192">建設業法に規定された資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 197 651 349">ア</td> <td data-bbox="657 197 1439 349">本入札の公告日までに、(6) 施工実績に規定する発注者の工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 353 651 425">イ</td> <td data-bbox="657 353 1439 425">入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 430 651 618">ウ</td> <td data-bbox="657 430 1439 618">専任の配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）は、当該者が在籍する建設業者と、「5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 622 651 694">エ</td> <td data-bbox="657 622 1439 694">配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 698 651 770">オ</td> <td data-bbox="657 698 1439 770">落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 775 651 958">カ</td> <td data-bbox="657 775 1439 958">以下の期間については工事現場への専任は要しない。ただし、具体的期間は契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。 (ア) 工事（現場における準備行為を含む。）に着手するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 963 651 1034">キ</td> <td data-bbox="657 963 1439 1034">本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」の対象としない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1039 651 1236">ク</td> <td data-bbox="657 1039 1439 1236">本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が「他工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合」、又は「本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間、若しくは他工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合」を除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1240 651 1312">ケ</td> <td data-bbox="657 1240 1439 1312">本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。</td> </tr> </tbody> </table>	資格	建設業法に規定された資格	ア	本入札の公告日までに、(6) 施工実績に規定する発注者の工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有すること。	イ	入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。	ウ	専任の配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）は、当該者が在籍する建設業者と、「5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。	エ	配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。	オ	落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。	カ	以下の期間については工事現場への専任は要しない。ただし、具体的期間は契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。 (ア) 工事（現場における準備行為を含む。）に着手するまでの期間	キ	本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」の対象としない。	ク	本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が「他工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合」、又は「本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間、若しくは他工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合」を除く。	ケ	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。
資格	建設業法に規定された資格																				
ア	本入札の公告日までに、(6) 施工実績に規定する発注者の工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有すること。																				
イ	入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。																				
ウ	専任の配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）は、当該者が在籍する建設業者と、「5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。																				
エ	配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。																				
オ	落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。																				
カ	以下の期間については工事現場への専任は要しない。ただし、具体的期間は契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。 (ア) 工事（現場における準備行為を含む。）に着手するまでの期間																				
キ	本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」の対象としない。																				
ク	本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が「他工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合」、又は「本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間、若しくは他工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合」を除く。																				
ケ	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。																				
<p>(8) 現場代理人</p>	<p>ア 本工事は「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」のうち、「兼務を認める工事」の対象とする。</p> <p>イ 以下の期間については現場での常駐を要しない。ただし、具体的な期間は契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。</p> <p>期間：契約日から令和6年7月31日まで</p>																				
<p>(9) その他の参加資格</p>	<p>ア 埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領第2章第6節第2第1項の規定又は埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。</p> <p>ウ 建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記イただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以</p>																				

	<p>降のものであること。</p> <p>エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと  （「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。</p> <p>オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。</p> <p>キ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りではない。  なお、建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。</p> <p>ク 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。</p> <p>ケ 埼玉県社会福祉事業団の理事が役員をしていない者であること。</p>
13 最低制限価格	<p>設定する。  （最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札には参加できません。）</p>
14 入札保証金	<p>納付する。</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に該当する者に限り、免除することができる。</p> <p>ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に埼玉県社会福祉事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、この保険証券を6月21日（金）午後4時まで提出した者。</p> <p>イ 国（公団を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>ウ その他上記に準ずる場合であると認めるとき。</p> <p>(2) (1)イに該当する場合の免除方法は、次のとおりとする。  当該年度の前々年度の4月1日以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と種類は1、(6)に該当する金額2,000万円以上の工事を2回以上締結し、工事完成検査結果通知書等、履行した実績を証明するものの写しを提出した場合。</p>

15 契約保証金	<p>(1) 落札者は契約金額の10分の1以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>ア 契約の相手方が保険会社との間に事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>イ 契約の相手方が保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関と事業団を債権者とする工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>ウ 公告日前の過去2年間に国又は地方公共団体と締結し履行した、本工事の契約金額以上の建設工事請負契約2件（単体企業又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。ただし、特定建設工事共同企業体の場合の金額は出資比率によるものとする。）について、その契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写しを提出したとき。</p> <p>(2) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p>
16 支払条件	
(1) 前金払	する。（40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）
(2) 中間前金払	する。（中間前金払いを選択した場合に限る。）
(3) 部分払	する。
17 現場説明会	開催しない。
18 契約の時期	落札決定後速やかに契約を締結する。なお、決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。
19 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	<p>ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。</p> <p>イ 入札に参加する者の数が1者でも入札を執行する。</p>
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	<p>ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を初度入札の入札書提出の際に添付すること。</p> <p>イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。</p>
(4) 入札回数	<p>ア 再度入札は2回までとする。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p> <p>ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。</p> <p>エ 再度入札は、開札日と同日に執行する。</p>
(5) 入札の辞退	試行要領によるものとする。

<p>(6) 独占禁止法など関係法令の遵守</p>	<p>入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。</p>
<p>(7) くじ引きによる落札者の決定</p>	<p>落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじ引きにより、落札者を決定する。</p>
<p>(8) 入札の無効</p>	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>ア 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>イ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札</p> <p>ウ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札</p> <p>エ 談合その他不正行為があったと認められる入札</p> <p>オ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札</p> <p>カ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札</p> <p>キ 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札</p> <p>ク 次に掲げる入札をした者がした入札</p> <p>(ア) 入札者の押印のないもの</p> <p>(イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの</p> <p>(ウ) 押印された印影が明らかでないもの</p> <p>(エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの</p> <p>(オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの</p> <p>(カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの</p> <p>(キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの</p> <p>ケ その他公告に示す事項に反した者がした入札</p>
<p>20 その他</p>	<p>(1) 埼玉県社会福祉事業団会計規程、会計事務処理要領、業務委託等入札(見積)執行要領、試行要領、入札参加者心得を熟知の上、入札に参加すること。</p> <p>(2) 提出された確認申請書及び確認書類は返却しない。</p> <p>(3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。</p> <p>(4) 入札参加資格が有さないとされた理由に異議があるときは、試行要領に基づき、参加資格の有無の再確認を求められることができる。 なお、参加資格の有無の再確認は、当該入札手続きの執行を妨げないものとする。</p> <p>(5) 入札参加者は、(4)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質問回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(6) 下請業者の選定にあたっては埼玉県内業者を優先すること。</p> <p>(7) 受注者は、新型コロナウイルス感染症の罹患等により、工事を継続することが困難となった場合、契約中の工事等について、工期又は履行期間の延長等の申出を行うことができる。 発注者は、受注者から工期又は履行期間の延長等の申出があった場合は、契約約款等に基づき、受発注者間で協議を行った上で、必要があると認められるときには、工事の工期又は履行期間の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更等を行う。</p>

21 この公告に関する問い合わせ先	〒369-1246 埼玉県深谷市小前田2691 花園 庶務担当 電話 048-584-2506      ファクシミリ 048-574-5081
-------------------	---